



35歳以上の被扶養者の方へ

# 健診は1年に1回、必ず受けましょう!

当組合ではみなさまの健康管理のため、健診の費用補助を行っています。  
「忙しいから」「どこも悪くないから」と先延ばしにせず、1年に1回は健診を受けましょう!

## 対象者

- 35歳以上の被扶養者(平成30年3月31日時点のご年齢)
- 平成29年4月1日時点から受診日まで継続して当組合に加入している方が対象です。
- 年度内に2回以上受診された場合は、後日、健診費用の全額を請求いたしますのでご注意ください。

## 受診期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

健診の種類と自己負担額 年度内に下表の①～③のいずれか1つをご受診ください。

	① 日帰り人間ドック	② すこやか健診	③ 特定健診(40～74歳対象)	
健診費用 (ご参考)	(約40,000円)	(約22,000円)	(約8,000円)	
自己負担額 (●印の検査)	節目8,000円 (節目以外19,800円)	8,000円	無料	
受診場所	人間ドック指定医療機関(全国約450カ所)		市町村の指定する病院等	
実施期間	通年		通年 (一部市町村は期間限定)	
基本検査項目	問診・身体測定・血圧	●	●	
	肺機能検査	●	—	
	心電図	●	●	
	眼底検査・眼圧検査	●	—	
	胸部X線	●	●	
	胃部X線	●	●	
	血液検査・尿検査	●(34項目)	●(30項目)	●(9項目)
	便検査	●	●	—
	腹部超音波	●	—	—

※オプション検査などの詳細や受診にかかわる注意点、受診までの手順につきましては、3月末頃に自宅に送付(未受診者には12月頃再送)した『平成29年度健診費用補助制度のご案内』をご覧ください。

あなたの「健康年齢」は何歳ですか?



- 当組合では、平成29年度より健診を受診された方に「健康年齢(※)」をお知らせしています。
- ※あなたのカラダは何歳相当なのかを統計的に判定・算出したもの
- 被扶養者の方へは、健診受診の3～4ヵ月後にご自宅に郵送させていただきますので、ご自身のいっそうの健康ステップアップにお役立てください。



(通知書イメージ)



# つよい子になるぞ!!キャンペーン2017 取組み結果のご提出について

手洗いうがい・歯みがきの取組み結果を、アンケート回答ハガキにてご提出ください。  
(回答ハガキは、エントリーいただいた方のご自宅に、エントリー記念品とあわせご送付済)

ご提出いただいた方には、もれなく参加賞をお送りします!

抽選で特別賞も当たるかも!



これからもご家族みなさまで「かぜ・虫歯」予防に取り組みましょう!



# 医療費控除(平成29年度)

平成29年分の確定申告から、セルフメディケーション税制と従来の医療費控除とのいずれか一方を選択できるようになりました。(制度等の詳細は国税庁ホームページ等をご覧ください)

1年間の医療費の合計が10万円を超える場合は医療費控除が受けられます

本人および生計をともにする家族が1年間(1～12月)に支払った医療費の合計が、10万円もしくは所得の5%以上であれば確定申告で医療費控除を受けることができます。  
所得税の計算をするときに所得金額から医療費が差し引かれるため、税金の還付・軽減を受けられます。

計算式

$$\text{その年に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = A$$

$$A - 10\text{万円または所得の5\% (どちらか少ない方)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

● 健保発行「医療費のお知らせ」の取扱変更(平成29年分の確定申告から)

紙の場合 添付により明細の記入省略可 Web版の場合 電子申告(e-Tax)する際、医療費通知ファイル利用可  
ご注意:公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成などの対象者は「自己負担額」欄の記載額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告ください。

## セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

健康の保持増進等の取組み(予防接種、健康診断、がん検診など)を行い、かつ、制度対象となるスイッチOTC医薬品(医療用医薬品からドラッグストアで購入できる医薬品に転用されたもの)の購入額が12,000円を超える場合、確定申告で12,000円を超える額(上限88,000円)の医療費控除を受けることができます。(対象となるOTC医薬品は厚労省ホームページをご覧ください)